

令和3年1月18日

保護者の皆様へ

都城市立高崎中学校
校長 木下 文秋

今後における「出席停止」の取扱いについて（御連絡）

平素より、本校の新型コロナウイルス感染症対策への御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

しかしながら、現時点においては国内における新型コロナウイルス感染症は拡大の一途をたどる状況にあり、本県も独自の緊急事態宣言を出すなど、予断を許さない状況が続いています。

つきましては、国のマニュアルにあるように、学校内での感染拡大を防ぐためには、外からウイルスを持ち込まないことが重要であり、今後、更なる感染症対策を保護者の皆様をお願いすることになるのではと心配しております。

そのような中、「出席停止の取扱い」について、都城市教育委員会から連絡がありましたのでお知らせいたします。

今後とも、趣旨を御理解いただき、御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 「発熱等の風邪の症状に関する『出席停止』の取扱い」について

- ① お子様に「かぜ」、「発熱」、「咳」、「鼻水」、「喉が痛い」という風邪の症状があった場合の欠席については、「出席停止」とします。なお、同一の症状により欠席した期間は、全て「出席停止」とします。

（例：「喉の痛み」により3日間連続で欠席した場合、アレルギーによる喉の痛みと医者から診断を受けた場合でも、3日とも「出席停止」とします。）

- ② 「発熱」と判断する基準は、原則37.5度以上としますが、症状には個人差があるため、お子様の平熱と併せて判断してください。

- ③ 本市が「感染が蔓延している地域（クラスターが度々発生することで感染者が漸増し、重症者が徐々に増加してくる「国レベル3」）」に該当しているため、同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるときも、お子様の登校は控えていただき、御家族の症状が治まるまでは、お子様は「出席停止」とします。

2 その他

- お子様の体調に変化があったときは、これまで同様、まずは本校へ御連絡いただき、必要に応じて病院を受診するなどしていただきますようお願いいたします。
- また、通学後に、お子様に上記の発熱等の風邪の症状がみられた場合は、御連絡する場合があります。
- 御不安や御心配な点につきましては、遠慮なく御連絡いただきますようお願いいたします。